

中国の国費留学生派遣政策の変容と留学生の選択

——国家の意思と留学生個人の意思との攻防——

Changes in China's Policy towards Government-Sponsored Study Abroad:
Conflicts Between the State's and the Student's Individual Interests

王 雪萍

WANG Xueping

Summary:

This paper concludes the examination of how the Chinese government changed its policies around government-sponsored student exchanges in the 1980's.

China's original policy of government-sponsored study abroad existed until the 1960s. Students were almost always sent to Socialist countries, and the Chinese government had strict rules in place to manage their activities. However, the Cultural Revolution from 1966 saw almost all students brought back to China, and exchanges were halted.

In 1972, the government reopened foreign exchange specifically for foreign language study, but this time, the number of students was quite small. In 1978, Deng Xiaoping decided to send larger numbers of students to Western countries in order to study natural and social sciences. While the countries where government-sponsored exchange students could go were changed, the rules regulating their activities abroad were a continuation of those from the 1960's. The government continued to decide the student's destination country, university, major, and even their lifestyle. The Chinese government intended the students to study their host countries' technology and knowledge, but the government hoped that they would not be influenced by Western thought.

Of course, many Chinese students were greatly influenced by the host culture and its comparatively more liberal ideas. These students desired more freedoms while living in the host countries, and to obtain more freedom even after returning to China. While at first the Chinese government refused, the students pushed, trying various methods of advocacy. At last, they convinced the Chinese government to change their rules.

目 次

はじめに

- I 中国建国後の留学生派遣政策の制定
- II 改革・開放後留学生派遣政策の変容
 - 1. 派遣先大学、専攻の決定
 - 2. 在外留学生の管理制度の変容
 - 3. 帰国留学生の就職制度の変容

おわりに

はじめに

改革・開放後の中華人民共和国（以下：中国）の留学生派遣政策は、1978年6月23日の鄧小平の清華大学における教育部担当者に対する発言から始まった。文化大革命（以下：文革）終了直後の1978年に制定された派遣政策では、政府の意向が重視され、派遣される留学生の個人的な意思はあまり考慮されなかった。派遣する国や大学、専攻などについては、政府の方針に基づいて基本的には決定された。最終段階で、形式的ながら、留学の可否に関する意見を本人に求める事はあったものの、文革直後の時代状況を勘案すれば、留学生自身の希望を十分反映させることはできなかつた。このような国家意思を優先した派遣は、1950年代以来の中国の留学生派遣政策の延長線上で進められたためと考えられる。それは、社会主义国家への派遣や中国国内での人材育成には通用したものの、西側諸国への留学生派遣に適用した場合には、問題が生じたと言えよう。

これまでの中国研究では、中国の政策決定過程に関して、トップダウン型であると説明したもののが多かった。留学生派遣政策の研究においても主として、中国の指導者や政府の意思が政策の変容過程にどのように反映されたのかについて言及している。これに対して本稿では、日本へ派遣された国費留学生へのインタビュー調査、中国政府の留学生派遣政策に関する分析を通じて、中国の留学生政策の変容過程における留学生の個人的な意思や要求がどのように反映されたのかを明らかにし、中国政府の政策制定過程における受動者と位置付けられる留学生からのボトムアップ的な要素を分析する。留学生派遣政策の受動者である留学生たちの意見・声がどのような形で中国政府に反映され、それが中国政府の留学生政策の変容にどのような役割を果たしたのかを明らかにすることが本稿の目的である。

中国政府の留学生派遣政策は、建国直後及び改革・開放直後に集中的に制定されたうえ、文革の期間中、留学生派遣は特例を除いて、すべて中止されていた。そこで、本稿の検討は建国直後と改革・開放後の二つの時期に分けて行う。

改革・開放後の中国政府による大規模な留学生派遣政策がスタートして、すでに35年が経過している。その間、中国教育部の幹部や付属組織によって、多くの資料集が編集されてきた〔国家教委留学生司 1992；教育部国际合作与交流司ほか 1999；李編 2000；苗 2001〕。これらの資料集の大半は1990年代以降に出されたものであるが、特に2000年以降、中国の留学生政策に関する研究調査成果が一段と発表されるようになっている。その代表例として、苗丹国の著書が挙げられる。苗は1949年から2010年までの中国の出国留学に関する政策を総合的に分析した。苗は教育部の国際合作与交流司の調研員を務め、中国の留学政策を長年制定してきた経歴を持ち、教育部の内部資料を閲覧することができたため、各時期の政策に対する事実認定は正確である。しかしその一方で、政策作成担当者による政策評価であることから、やや公平性に欠けると言わざるを得ない〔苗 2010〕。また、改革・開放以降の中国の公費留学生派遣政策の効果に関する研究では、陳学飛の著作が注目されている。陳の研究は、教育部の国際合作・交流司、財務司からの研究助成を受けて、日米中の3カ国で中国人留学生に対する調査を実施し、中国の留学生派遣政策と派遣された留学生のアンケート調査結果に対する総合的な分析を行った。陳の研究は政府の政策効果に焦点を当てているため、留学政策と留学生の個人意思との関係については、ほとんど触れられていない〔陳 2003〕。

日本においては、白土悟の研究が中国建国後から2010年までの中国の留学生政策を包括的に分析している。白土は各時期の主要関連政策を日本語に訳し、網羅的に紹介しているため、中国人留学生を多く受け入れている日本の教育機関の留学生担当者のためのガイドブックにもなる点は評価できる。その一方、個々の政策が制定された背景や政策変更のプロセス、理由などの分析が十分でない点も指摘せざるを得ない〔白土 2011〕。本稿では、先行研究の研究成果を生かしながら、留学生

の個人意識と中国政府の留学政策の変容との関係性を分析したい。筆者は、これまで戦後中国人留学生・華僑と中国政府の関係について研究してきた。戦後中国、特に中華人民共和国と留学生・華僑の関係は、政策決定者と政策の受動者・実施対象という従属的な関係であると強調されてきたが、筆者は、両者の関係が必ずしも常に従属的な関係ではなく、ときには、受動者である留学生や華僑が自身の意思を様々なルートを通じて、中国政府に働きかけ、政策の変更をもたらすこともあることに注目し、分析を進めている。本稿も、その一環として中国人留学生の個人意思と中国政府の留学政策の関係に焦点を置いた試みである。特に改革・開放後の両者の関係変化についての分析は、今後中国政府と世界中に滞在している新華僑との関係を解明する糸口にもなると考えている。

本稿は、公開された政策文献の分析と同時に、当時の政策担当者に対して実施したインタビュー調査を紹介する。派遣された留学生の意思に関して、筆者は、1978年-1980年代前半に日本へ派遣された105名の国費留学生に対し、その留学生活と留学終了後の生活実態に関するインタビュー調査（2002-2012年）を実施しており、本稿でも、その一部を活用した。本来ならば、中国政府が最も多く派遣している米国への国費留学生も調査して日本への留学生と比較すべきであろうが、調査の時間や紙面の関係で本稿は主に、日本へ派遣された国費中国人留学生の事例を分析した。しかし、インタビューした105名の中国人留学生のうち、34名は留学終了後、日本から米国に移住しているため、本稿の調査は、米国滞在中の元中国人留学生の体験・意見も部分的に反映されていると言えるであろう。本格的に米国へ派遣された中国人留学生との比較研究は今後の課題としたい。なお、本稿で使用する筆者が行ったインタビュー記録について、本人が実名掲載を同意している場合は実名を用いたが、本人が実名掲載を拒否した場合は、アルファベットで記している。

I 中国建国直後の留学生派遣政策の制定

国家建設のための人材不足が極めて深刻であったことから、中国建国前の1949年3月、当時の共产党指導者の1人であった劉少奇はソ連を訪問した際、中国人留学生の派遣をソ連側と相談した。さらに7月にはスターリンへ手紙を出し、ソ連への留学生派遣に関する協力を正式に要請した〔劉2005:23-29; 苗2010:43〕。結果的に、1950年9月の中国最初の留学生派遣先はソ連ではなく、チェコスロバキア、ポーランド、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリアの東欧5カ国であったが、ソ連への派遣も翌1951年から始められた。派遣した留学生の数は、東欧5カ国へはそれぞれ5名ずつであったのに対し、1951年～1956年にかけてのソ連への留学生派遣では、計6570人（375人、220人、583人、1375人、1932人、2085人）を送り込んだ。ソ連への留学生派遣は、東欧諸国向けとはレベルが大きく異なるものであったと言える〔李編2000:220-221〕。そして、他の国への派遣は言語学習を中心に、国際交流を重視するものであったが、ソ連への派遣は、1953年5月26日に教育部、高等教育部と人事部が連名で発表した「1953年のソ連への留学予備生選抜についての指示」で「ソ連へ留学生を派遣し、直接ソ連で勉強させるのは、高級な専門的人材を育てる一番有効な方法である」と記載されたように、国家建設に必要な人材育成を主眼とする国家発展戦略の一環であったと言える〔岳1998:46-47〕。

ソ連向けが最たるものであったが、中国の留学生派遣政策は、国家の綿密な計画の下で実施された。留学生派遣政策の中で最も重要な過程と位置付けられる派遣留学生の選抜、管理と就職の方法は、どのように制定されたのであろうか。

建国直後の留学生選抜は一貫して国家の指示に従って選考されたが、細かく見ると、選抜方法は変遷をたどり、徐々に確立されていったことを指摘できる。この時期の留学生選抜方法の変化を説明するため、最大の派遣先となったソ連への留学生選抜を例に挙げよう。1951年、初めてソ連へ留学生を派遣することになった際は、各行政区から留学生を推薦し、教育部がその推薦リストに基づ

いて最終決定した。ただし、教育部は規定を作成し、教育部の派遣方針に沿って推薦リストを作成するよう各行政区に求めたのである。他方、推薦から最終決定までに学生自身への連絡がほとんどなかつたことは注目に値する。

1951年の推薦では、派遣学生の政治態度などが重視され、外国語能力をあまり重視しなかつたため⁽¹⁾、留学先での授業についていけず、成果があまりあがらなかつたことが指摘された。1952年、周恩来総理からの直接の指示により、「ソ連留学予備部」という派遣前にロシア語を集中的に学ぶための予備学校が作られた。ここで留学予備生を集中的に教育する制度は現在でも続けられ、留学生派遣政策の重要な一部分となっている。同年、推薦された学生に対する統一試験による評価方法が新しく導入された。統一試験は大きく文系、理系、農業関係の三つに分けられ、専攻別に試験科目は異なっている。しかし、いずれの専攻でも国語、ロシア語、そして政治常識の3科目は必ず受験しなければならなかつた。ここでは留学に必要な語学の試験以外に政治常識の試験が行われたことに注目したい。政治常識の試験内容は基本的にマルクス社会主義理論であったことから、派遣留学生の政治的な考え方を知ろうとしたことが伺える。中国の留学生選抜に当たり、政治審査がかなり重視されたことは、1953年に教育部から出された『ソ連留学予備生選抜方法』において明白に示されている。その中に選抜対象者の政治的条件について以下の3点が挙げられている。①歴史（経歴）が明らかであり、完全に信頼でき、進歩的思想を有する者。②勉強、仕事に対し、積極的に努力家であり、成績が優秀で、将来性があり、且つソ連留学を希望している者。③家族及び主な社会関係において政治的問題がない者 [岳 1998: 47]。

このような政治思想重視の学生選抜方法は文革が開始されるまで続けられた。実際には、1955年に選抜方法の見直しが検討され、その際、政治重視の選抜方法を高等教育部副部長の曾昭倫は、政治思想重視を否定し、成績重視に選抜方法を変更するよう提唱した。しかし、曾の意見は激しい批判を浴び、政治重視の姿勢はその後一層強くなった。政治思想の過度な重視は、ソ連への派遣留学生の質を低下させる一因になったと考えられる。

政治思想重視の学生選抜方法に対する批判を受け、高等教育部は学部レベルの派遣留学生に対する留学統一試験を実施した。更に1958年から大学院レベルの派遣留学生の選抜でも、留学統一試験を行うことを決定した。しかし、これらの試験は「政治、業務（外国語を含む）、身体検査」などの条件の審査を通じてから推薦を受けたもののみ受験することができ、全国民に開かれた留学試験とは言えない [于ほか 2001: 86]。

以上のように選抜され、海外に派遣された在外留学生の管理体制はどのように確立されたのであらうか。中国最初の在外留学生管理方法は、1950年に東欧5カ国に派遣する留学生を管理するための「中央人民政府教育部1950年度東欧新民主主義国家へ派遣する交換留学生の暫定管理弁法」である。留学生選抜制度と比較して、在外留学生の管理制度は当初から教育部のみならず、外交部、在外大使館など複数の機関による連携体制が確定していたことが特徴と言える。留学生の在学場所を考えれば、当然の選択であろう。むしろ、ここで注目したいのは、派遣された留学生の成績や生活状況及び次学期の学習計画に関する報告書を毎学期終了後2週間以内に作成して、大使館を通じて教育部に提出する義務を学生本人に負わせただけではなく、さらに近隣の中国人留学生と小組会議を開いて、定期的に勉強し、生活や思想に対する自己点検を行うこと、同会議で行われた議論の内容を大使館に報告することも要求したことである。また、休日を含めて中国人留学生はできるだけ集団で行動するよう指示した [馬ほか 2000: 228-229]。これはまさに留学生の単独行動を制限する規定の出発点であった。その主たる狙いは、外国の影響を受けることなく、中国共産党の理念に忠実で、勉強熱心な留学生の育成に集約できる。

1950年の弁法に基づき、留学生の管理が開始されたが、1951年10月15日に中国駐ソ連大使の張聞

論 文

天は、周恩来総理と組織部部長、教育部部長に「ソ連への留学生に関する報告」を送り、在ソ連中国人留学生の関連業務を管轄するための専門幹部ポストを大使館に設置し、その幹部を教育部或いは組織部から派遣するよう要望した⁽²⁾。この報告を受け、翌年の6月5日に政務院は「出国留学生暫行管理弁法（1952年6月5日修訂）」を出し、各大使館に留学生管理処を設置或いは専属の幹部を指定して、「留学生の組織を作り、留学生の思想を指導し、生活と政治学習を組織して、専門の勉強を監督してその生活を世話する。（中略）厳格にその執行状況を監督、検査する」業務に専念するよう命じた⁽³⁾。

留学生の管理制度は、その後1954年、1958年、1964年に改訂されたが、政治思想と中国共産党への忠誠心に対する監督は改訂の度に強化された⁽⁴⁾。とりわけ1964年に発行された「中華人民共和国が国外に派遣した留学生に対する管理教育業務の暫行規定（草案）」は、全部で50項目に亘る詳細なルールを作り、外国人からの借金や高額なプレゼントの受領禁止、さらには国外で勉強している間の恋愛や結婚の禁止など、留学生の思想、学習、生活、交友関係などを厳しく制限する内容になった⁽⁵⁾。

建国後から1960年代にかけて、留学生管理政策は徐々に制定され、充実してきたと言えるが、それは在学生に対する管理が強化された過程でもある。その過程から、政治思想面で問題がなく、学習成績も優秀な学生を選出して、彼らを外国に留学させ、現地で専門的知識の取得に専念してもらう一方、彼らが外国の文化や政治状況に影響されることを防ぎたいとの政府の思惑を見出すことができるであろう。この点について、教育部で長年留学生の管理を従事した李滔の回想によれば、周恩来が1965年3月25日にルーマニアで中国人留学生を接見した際、「国外で勉強するときに、立場をしっかりと持ち、ブルジョア階級思想の影響に抵抗し、西洋の規範に染まってはならない。習った知識は必ず有効利用して、祖国の国家建設のために奉仕しなければならず、若者は革命の過去を牢記し、革命の伝統の中から学ばなければいけない」と述べた言葉からも読み取れよう〔苗2010：123〕。

中国の留学生派遣政策の主な目的は、国家建設に貢献する人材を育成することであった。ゆえに、選抜や学習段階で如何に成功を収めても、帰国後に就いた職業と十分に結びつかない限り、政府は政策目的を達成できない。1952年に政府院が制定配布した「出国留学生暫行管理弁法」には、帰国後の留学生の就職に関して、人事部によって統一的に分配する方針がすでに盛り込まれていた。ただし、同弁法には、詳しい職業分配の方法は示されておらず、「人事部は責任を持って統一的に帰国した留学生に適当な仕事を分配する」としか書かれていなかった⁽⁶⁾。

就職先の統一分配制度は、留学生のみならず、中国国内のすべての大学卒業生にも適用された制度であった。それは、中国建国後、大学教育はすべて国費によって賄われ、大学生は進学後、学費を支払う必要はなく、生活費の一部も政府によって補助される制度と表裏一体の関係であったと言える。つまり、大学生を国費によって育成し、国家のニーズに応じて、政府がその人材を適切な職場へ配属するシステムが確立していたのである〔中央教育科学研究所 1984：19、42〕。大学卒業生の就職分配制度と同じ発想で、学費や生活費をすべて国費で負担した国費留学生の就職先もすべて政府によって決められる政策が当時の中国では特に違和感もなく、実施されたのである。

国家計画委員会の設立後、留学生の就職先を決める担当部門は人事部から国家計画委員会に変更された。1956年3月22日、国家計画委員会と高等教育部は共同で国務院に報告書を出し、ソ連への留学生の卒業後の就職分配についての意見を提出し、批准を求めた。結果、同年3月27日に国務院の批覆文には、帰国留学生の就職分配について、「(1) 高等教育部は責任を持って、毎年帰国卒業生の人数と専門などの基本状況をまとめ、国家計画委員会に報告する、(2) 国家計画委員会は学生の専門と国家の必要に基づき、職業分配計画を作成し、国務院に提出し、批准してもらう、(3) 高

等教育部は国務院が批准した計画に従い、調節・分配業務を行う」と規定し、国家計画委員会と高等教育部の意見に同意することが明記されたのである⁽⁷⁾。

以上のように、中国の留学生派遣政策は、1956年までに原型が作られた。その後、ソ連との関係悪化により、留学生派遣の方針には変化が見られたものの、この時期までに形成された留学生選抜や管理、就職の制度などについては、基本的に維持された。国家発展戦略の一環として策定する国費留学生派遣政策全般、そして派遣される留学生の選抜、管理及び就職のあらゆる過程において、国家の意思が優先された。政府の一元管理の下、共産党に忠実で、海外で学んだ技能と知識を活用し、中国の社会主義建設を尽力する人材を育成することが1960年代までの留学生派遣政策の目的であったと言える。

Ⅱ 改革・開放後留学生派遣政策の変容

1966年に文革が始まると、中国国内の大学は「講義を中止し、革命を行う」ことになり、4年連続で新入生の募集が行われなかった。従って、留学生の派遣にも大きな影響が及んだ。1966年、高等教育部から通知が出され、現在進めている留学生の選抜と派遣の業務を半年延期して執行するよう命じられた（実際には、1972年までの6年間、留学生は1人も派遣されなかった）。さらに、1967年1月、教育部と外交部は連名で通知を出し、海外にいる留学生は、留学を継続する特別な事情のある学生を除いて全員帰国し、文革に参加するよう指示した。1965年に留学した学生に対しては、半年休学して一時帰国するよう指導したものの、留学先に復学した学生は1972年まで1人もいなかった。留学生の派遣を担当した教育部や高等教育部も1969年には解体され、国際交流事業は文字通り何もできない状況に置かれたのである〔白土 2011：188-191〕。

しかし、文革中の1971年、外国特に西側諸国との関係改善を目的に、国際交流事業が再開された。とくに、1972年に米国との関係改善や日中邦交正常化などにより、西側諸国との関係回復の見通しがたち、国際交流に必要な外国语専攻人材を育成するための留学生派遣が同年より再開された。1972～1976年の間、49カ国へ1200名以上の留学生が派遣され、これらの留学生は派遣先国の言語習得が主であった〔于ほか 2001：117〕。その派遣先が文革前のようなソ連や東欧諸国ではなく、西側先進諸国中心に変化したことがとくに注目される。

そして、冒頭にも述べたように、改革・開放後の留学生大量派遣政策は、清華大学における鄧小平の発言から始まった。若い頃、フランスやソ連に留学した経験を持つ鄧小平は、建国以来一貫して教育事業を重視してきた。文革後も、教育政策に関して繰り返し発言していたが、特に留学生派遣政策に決定的な影響を与えたのは、1978年6月23日に清華大学を視察した際、教育部の責任者に対して述べたものであったといわれている。すなわち、「留学生派遣数の増加、そして自然科学を中心とすることに賛成する。10人とか8人を派遣するのではなく、幾千幾万人を派遣しよう。教育部は検討してほしい。いくらお金を使っても無駄にはならない。これは5年以内に成果が現れ、科学教育水準を高める重要な方法の一つである」との発言である〔中共中央文献研究室編 1998：70-71〕。

鄧小平の要請を受け、教育部は1978年8月4日に「出国留学生の派遣数の増加及び選抜に関する通知」を出し、すでに提出した同年の留学生選抜計画での500名に2500名を上乗せするよう指示した。その後教育部は、1980年から外国に年間約3000人を派遣し、留学させる方針を決定した〔中華人民共和国編 1999：592〕。1982年12月、第5期全人代第5次会議で批准された「中華人民共和国国民経済及び社会発展第6次5ヶ年計画（1981～1985年）」においても、「5年以内に1.5万人の留学生を派遣するように努力する」と規定されているが、その規模は文革前にソ連及び東欧諸国に大量派遣された時期の総派遣数⁽⁸⁾を大幅に上回るものであった〔于ほか 2001：128-129〕。その意味で、

論 文

画期的と評されている。

文革直後の時期における大規模な留学生派遣に関して、当時教育部で外事を担当していた李琦副部長は、留学生派遣計画実施20周年の記念論文集の中で、その困難さを次のように述べている。

鄧小平の講話は戦略的な意義を持つ政策だと皆さんから評価されている。当時私は教育部外事担当の副部長として、激励の意味合いだけではなく、この仕事が直面している難しさを深く理解していた。当時の我が国は長らく鎖国し、特に文革により10年間外部と断ち切られ、西側諸国との文化交流が少なく、彼ら（西側）の学校に関する理解が欠如している状況下、留学生をどのように派遣するかが分からなかった。我々は建国初期にソ連・東欧諸国へ留学生を派遣した経験しかなく、西側諸国へこれほど大量の留学生を短期間で派遣することは、手に余る仕事であった [教育部国際合作与交流司ほか 1999：203]。

李琦の発言から、鄧小平の発言で突如決定された西側諸国への大規模な留学生派遣は、教育部にとって予想外の展開であったことが読み取れる。また、当時の中国において、鄧小平は絶対的な指導者であったため、教育部の幹部は彼の指示を確実に履行しなければいけない状況であったことも想像に難しくない。そういう状況のなか、急遽作成された留学生選抜、管理を含む留学生派遣政策は、文革前の政策を基礎に作成された1972年以降の留学生派遣政策の延長線上に位置づけられる。しかし、李の上記の発言からも読み取ることできるが、当時の教育部の官僚は社会主義諸国への留学生派遣には手馴れていたものの、西側諸国との交流経験は少なく、それらの国に対する知識も著しく欠如していた。そのため、彼らの作った政策は、西側諸国の実情とはそぐわなかった。さらに派遣された留学生は西側諸国の自由な雰囲気に影響され、中国政府の政策に対して異議を訴えるようになる。これが結果として中国政府の政策変更を導いた。以下、①派遣先大学、専攻などの決定、②在外留学生の管理制度、③帰国留学生の就職制度を事例に、その変容過程を分析する。

1. 派遣先大学、専攻などの決定

大量に留学生を派遣する政策が打ち出されたことに伴い、派遣する留学生の選抜も進められた。1978年8月4日に発表された「出国留学生の派遣数の増加及び選抜に関する通知」には、政治、専門知識、外国語と健康状態の四つの方面を考慮することが定められた。派遣対象として学部生、大学院生、研究生が挙げられ、学部生は同年入学の大学一年生から選び、大学院生は同年入学の大学院生から選抜し、研究生は大学や研究機構、企業に在職している職員から推薦したのである。留学生の専攻については、理工関係（農学、医学を含む）を中心とする方針が決められた⁽⁹⁾。1978年の派遣は、外国の先進技術の習得を主要目的とし、文革期における政治思想の過度な重視という反省に立ち、1978年の留学予備生の選抜では、政治面よりも専門知識が一段と重視された。学部留学予備生の選抜を例に見ても、その点は明らかであった。1978年の学部留学生の選抜は、同年の全国大学入学統一試験の成績（とくに理科の成績）を基本として、大学での一学期目の成績評価も参考とする方式で行われた⁽¹⁰⁾。1978年秋に行われた日本と西ドイツへの留学予備生の選抜を担当した教育部の鮑超佚によると、選抜の過程は学生に一切知らされず、予備訓練に行く一週間ほど前に大学から通知を受け取り、時間的な余裕もなく訓練先へと出発したという事例が大半であった。西ドイツと日本へ派遣予定の留学生については、中独及び中日間の協議の結果、中国国内で予備教育を受けた後に送り出す方式に決まったことから、両国へ派遣する留学予備生（100名ずつ）の選抜は同時に実施された。ところが、1978年の全国大学入学統一の成績上位500名の中から選抜したため、ほとんどの学生はドイツ語や日本語を学習した経験がなかった。具体的な選抜基準もないまま、担

当者2名は学生をドイツと日本に振り分けていたようである。その適當ぶりを象徴する話として、東北地域出身なら日本語ができそうだから日本、上海出身なら（西ドイツへの）予備学校に近いから西ドイツを選んでいたことをインタビュー調査から引き出すことができた⁽¹¹⁾。

以上のように、成績以外の選抜基準が曖昧なまま、異国への留学を命じられたことに対して、当事者である留学生たちはどのように考えたであろうか。ATは、1979年春に留学予備生として選ばれた当時の状況について、筆者に以下のように語ってくれた。

私が覚えているのは、当時在籍していた中国科学技術大学から通知を突然もらい、午後に会議があると言われたことである。おそらく四・五十人で会場に行ったと思う。通知前に私が知っていたのは、大学の一部の学生が海外に留学生として派遣されたということだけであった。北ヨーロッパ、オランダやニュージーランド（実はヨーロッパの国ではなく、南太平洋にある島国だ）などが派遣先であった。私が聞いたところでは、外国留学に選抜された学生の一部はニュージーランドへ派遣されることになったが、彼らは選抜後号泣したそうである。彼らが行きたくなかった理由は、牧畜専攻で派遣されることと関係があった。牧畜専攻になれば、牛や羊の飼育に従事することになると思ったからである。会議に呼ばれた我々には、なぜ呼ばれたかは伝えられていなかったが、何か重要なことを言われるとは感じていた。会議で、会議を主催した大学の担当者は「君たちは光栄にも国家派遣留学生として選ばれた。今日ここに座っている人は二つの国へ派遣される予定である。一つは西ドイツであり、もう一つは日本である。私が名前を呼ぶ。名前を呼ばれた人は日本へ行く人であり、名前を呼ばれなかつた人は西ドイツへ派遣する」と教えてくれた。当時、私は日本について何も分からなかつたので、名前を呼ばれないことをずっと祈った。それは日本と西ドイツを比べれば、西ドイツへ行きたいに決まっている。それはヨーロッパだからである。しかし、名前を呼ばれた。呼ばれたからそれでもいいと思つただけであった⁽¹²⁾。

留学生ATの証言から、1979年当時の中国の大学生は、国費留学予備生として選ばれた際、留学自体を拒否することは可能であった。しかし、一度留学生として派遣されることが決まれば、派遣される国や学習する専門分野に関する選択の余地はまったくなかつたことが窺える。また、当時の中国では、外国に関する情報が不足していたこともあり、学生の間では、日本やニュージーランドなどの国より、欧米諸国への憧れが強かつたようである。ただし、欧米諸国に留学できなくとも、日本などの非欧米諸国へ行くことは拒否しないのが一般的な考え方であった。

とはいひ、中国の大学に在学していた時はこのような考え方であつても、一旦海外、特に西側諸国に出て自由な雰囲気に溶け込むと、考え方は次第に変化していった。派遣先大学などを含めて、一部の中国人留学生は国の決定に対して批判的な態度を取るようになったのである。

例えば、1980～1984年まで、中国政府が日本へ派遣した379名の国費学部留学生は、中国政府教育部と日本政府の文部省の協議によって、図1に示した通りに、日本全国の44の国公立大学に進学した〔王 2007b：55-72〕。この379名は、1978～1982年までの全国大学入学統一試験の成績及び大学での最初の学期の成績を総合的に判断し、選抜された中国トップレベルの学生であった〔王 2009：32-41〕。日本へ行く前に日本政府と中国政府が共同で実施した予備教育の課程でも勉学に励み、1年間の教育を受けただけで、日本の大学に進学できるほどの日本語能力を身に着け、その優秀さは日本人教員を驚かせた〔松岡 2010：88-117；酒井 2012：143-149〕。

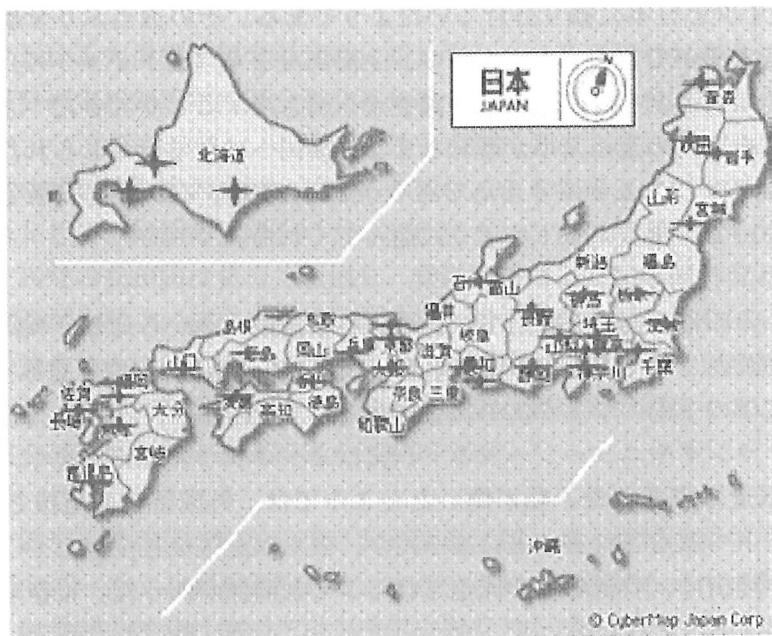


図1 1980～1984年中国政府は日本へ派遣した379名の学部留学生の進学先大学の地域

出典：東北師範大学資料 [印刷年不詳：29-40]に基づき、筆者が作成。

成績優秀で、憧れの留学を実現したものの、留学先の大学の実情に失望し、中国政府の決定に不満を抱いたのみならず、国費を払って日本留学をさせてくれた中国政府に対して恨みさえ持つようになった学生もいた。元留学生DEは、その一例である。留学から21年後、筆者のインタビューに答えたDEは、以下のように政府の決定を批判した。

×××大学校に入学した人たちは、皆こう感じたと思う。その4年間は本当に侮辱の下で過ごした。それで、私は中国政府のやり方にずっと好感をもてない、ずっと今まで、大使館に対しても親近感を感じない。それは本当に侮辱だった。予備学校で勉強した百人の中で自分がトップの3名とは言わないが、トップの10名にはきっと入っていた。しかし、私がもっとも悪い大学に行かされたなんて、それは彼（政府）の分配だから、わけが分からぬ。それで、修士課程に進学したときに、私はどうしても東京工業大学を受験したかった。これも我々×××大学校の留学生が皆行ってしまった（他国へ移住したり、日本に残ったり、帰国しないこと）原因の一つであった。他の期の学生はどうなのかは分からぬが、私の期では皆このような気持ちがあった。これも実は私たちにとって良かったと思う。私は今現在、中国に対する思いがとても薄い。私がずっと部下に話していることは、自分の運命は絶対に人の手に任せてはいけない。今中国政府が私に何をくれてもいいらない。自分で努力すれば良いことである。それは本当に支払った高い対価であった⁽¹³⁾。

DEの例から見ても、出国する前に日本の状況を詳しく知らなかったときには、政府の決定を受容して日本へ留学したものの、次第に状況が分かりはじめ、政府の決定に不満を持った中国人留学生たちは、政府部門や大使館に訴えても取り合ってくれないことから、帰国しない、他大学に進学するといった行動を通じて政府の意向に逆らうようになる。DEも結局、博士課程で日本の大学院

を中退して渡米し、最終的にはアメリカ国籍まで取得している。

留学先で学ぶ専攻についても、政府が決定された専攻に興味を示さず、政府に報告なく専攻を密かに変えた人や途中で帰国を選択した学生もいた。筆者の調査では、1980年から1984年までに日本へ派遣した国費学部留学生の11%は、最終的に政府に決められた専攻分野を途中で変更し、最終的に違う専門で卒業した [王 2009: 88-99]。

中国政府も留学生のそういった動きを受けて、特に派遣された国費留学生の帰国率の低下に対応するため、留学生の選抜、派遣政策の改革に踏み切った⁽¹⁴⁾。その具体的な政策改正の過程は、筆者の別の論文で述べたので詳細は省略するが、簡単に説明すると、国費留学生の選抜では国家の意思優先から、所属機関の推薦が重視されるようになり、最終的に国費留学生を一般公募にして、留学したい中国人学生、研究者の個人的な意思による申請へと変更した。留学申請者の留学したい国や勉強したい専攻が申請段階からはっきりしていることから、留学生個人の意思と国家の意思とのこうしたギャップは埋められるようになった [王 2007b: 19-32]。

2. 在外留学生の管理制度の変容

先述の通り、中国政府は1960年代までに、厳格な留学生管理制度を確立した。文革後の1978年6月、鄧小平は清華大学での発言の中で、次のように語って留学生管理政策の緩和を促した。

我々は一方では我が国の大学のレベルを向上させなければならず、もう一方では海外へ学生を派遣して勉強させる。こうすれば、比較ができる、我が国の大学はどのレベルにあるかが分かるだろう。留学生の管理制度についても変えなければいけない。余り厳しく管理しなくともいい。留学生は学校に住んでも良いし、外国人の友人の家で泊まっても良い。夏休みは留学生に帰らせ、国内の現状を理解してもらっても良い。……留学生が社会と接触するのを警戒してはいけない、そうでないと、外国語のマスターに良くないし、社会を理解するのにも不利である。現地の人と一緒になれば、本当のものを勉強できる [教育部国际合作与交流司ほか 1999: 203-207]。

鄧小平のこの提案は、従来の中国における留学生派遣政策の理念とは異なっていた。かつては留学生への思想教育実施の観点から、中国政府が派遣した留学生は大使館或いは中国人留学生専用の宿舎に住まなければならなかった。そして、厳格な規定の存在により、学習以外で外国人と接触することは基本的に許されなかつた [于ほか 2001: 91-94]。そのためか、鄧小平の提案によって政策緩和が直ちにもたらされたわけではない。

国費留学生として1978年に日本へ渡った張紀溝の回想によれば、日本に来た当初、留学生に対する中国大使館の管理は非常に厳しく、例えば、1人で出かけることは文革前と同様に許されず、どこへ行くにも複数で一緒に行動しなければならなかつた。このような厳しい管理制度に対し、張を含む同時期に日本へ渡った9名の中国人国費留学生は、日本で半年滞在している間に、多くの疑問を抱くようになつていた。そのため、9名連名で嘆願書を書き、1978年10月に「日中和平友好条約」の批准のために訪日した鄧小平と面会した際、張は強制帰国を覚悟のうえで、それを直接鄧小平に渡した。張によれば、嘆願書には、①中国人留学生の日本での厳しい留学生活の状況が述べられるとともに、中国政府に留学環境の改善に向けた小遣いの増額、②留学生に対する駐日本中国大使館の厳しすぎる管理を批判し、留学生を日本へ派遣したのであれば、現地の日本人と触れ合うべきであり、常に2人以上で行動することを求めた外事規律は留学生と日本人の交流を大きく制限していること、③政府が自分たち留学生を海外に派遣してくれたのだから、留学生も期限が到来すれば必

ず帰国し、祖国のために働くことを約束するので、政府も自分たちのことを信じてほしいという3点が書かれたようである。

張の回想によれば、鄧小平はその場で留学生たちの意見を受け入れ、その嘆願書に「留学生の待遇を改善するよう関係機関は検討してほしい」との指示を書き添えた。翌1979年の6月3日、教育部、国家科学委員会と外交部は連名で試行版の「出国留学人員の管理教育業務に関する暫定規定」と「出国留学人員守則」を各国の中国の大使館と領事館に配布し、留学生の管理制度を変更した。新しい規定は、それまでの厳しい管理を修正し、「留学生の管理業務を行うとき、思想を解放し、我が国の社会主義制度の優越性を十分に信じ、多くの留学人員の政治的な態度も信頼し、彼らに複雑な国際環境下で鍛えさせ、才能を伸ばす。留学人員を1か所に集めさせ、消極的に防御し、厳しく制限していた方法を改める。彼ら自分で自分を教育させ、自分で自分を管理させるようにする…できるだけ留学人員を学校や外国人の家に居住させ、彼らと外国人教師、学友、現地社会との接触を増やせ、交流を強化させ、友誼を増進させる」と規定し、中国人留学生に対する管理を緩和した⁽¹⁵⁾。

このような緩和政策は、現地の留学生もすぐに実感することができた。張紀濤の回想によれば、1979年度の中国人国費留学生が日本へ到着したときから、小遣いはそれまでの2倍の水準に上げられ、また1ヶ月3万円の食費についても領収書なしでの定額支給に変更され、留学生たちの要望に応えたという [張 2013]。さらに、1979年に日本へ派遣された国費留学生楊凱栄の回想によれば、1979年の留学生から常に2人以上で行動しなければならないとの外事規律は撤廃され、1人でも行動できるようになったそうである⁽¹⁶⁾。

この規定の変更によって、留学生たちの生活に根本的な変化がもたらされた。中国人国費留学生が外国人学生と一緒に住むこと、ならびに外国人の家のホームステイも可能となった。1980年以降日本へ派遣された国費学部留学生のうち、7%が日本人の家にホームステイした [王 2009: 78-80]。

1980年代以降、海外に派遣された中国人の政治思想面の問題や期限通りに帰国しないといった問題が多発したにもかかわらず、外交部による公費派遣留学生（外交官）を除けば、現地の中国大使館や領事館を通じて留学生を厳しく管理する制度に戻すことはなかった [李編 2000: 695-719]。その代わり、1986年5月4日に中共中央と国務院は連名で「出国留学業務の修正及び強化に関する若干の問題についての通知」を発表し、留学生と政府の責任関係を明確にするため、留学生と出国前に派遣機関と「出国留学協議書」を結ぶことを決定した。留学生に対する管理は、「出国留学協議書」の内容に基づいて行われ、派遣機関と留学生の間で問題が発生したときには、裁判所による解決が図されることになった [苗 2010: 242-246]。

3. 帰国留学生の就職制度の変容

中国政府は、明確な目的を持って留学生派遣政策を実施してきた。その政策の最終的な目的は、先進技術や知識を学んで帰国した留学生に政府が必要とする職場で働いてもらうことである。留学生派遣政策が策定された当初は、自ずと実現できるものと考えられてきた。しかし、結果として、就職をめぐる国内外情勢の変化に伴い、中国政府は政策変更を余儀なくされた。この政策変更は、留学生派遣政策の成果にも大きく影響したと言わざるを得ない。ここでは、中国政府の留学生就職政策の変遷過程を分析する。

留学から帰国後の配属先については、改革・開放後に派遣した学部留学生の帰国が始めた1983年7月、労働人事部と教育部の「1983年に卒業する留学生の職業分配問題に関する報告」に記載されている。「報告」によれば、「帰国した留学生の仕事の配属は、従来の大学卒業生の仕事配属方法をそのまま適用する。具体的には、まず各在外大使館（領事館）に卒業して帰国する留学生の名簿、

彼らの国外での態度と学習状況などの関連資料を提出してもらう。そして国内の各部門、省、直轄市、自治区が1983年の留学生に対する求人需要を提出する。そして労働人事部は帰国留学生の職業分配の方針と原則に従い、「帰国留学生の分配方針を提出する」というものである。

さらに今後の帰国留学生の職業分配の原則として、「訪問学者や研究生は原則的に留学前に所属した職場に戻り業務を遂行する」。「国家の統一計画によって派遣された学部留学生及び大学院留学生は如何なる形で国外において学習したとしても、派遣時に特別な規定があった者以外は、卒業して帰国した後、一律に国家によって統一的に仕事を分配される」[于ほか 2001: 233]。留学帰国者に対し、国家の意思を優先して仕事を分配する方針は、改革・開放後も依然貫かれていたのである。

しかし、このような国家の意思を優先した職業分配政策はほどなくして、問題に直面することになった。1983年、フランスで博士号を取得後に帰国した留学生の1人が分配された仕事に適応できず、その能力をうまく發揮できていないと報じられた。この報道に際し、鄧小平は国务院の関係担当者に対し問題解決を直ちに指示した[江 2002: 91]。鄧小平は留学政策に関心を持ち、外国への訪問の度に留学生代表と面会し、交流を図ってきた。さらに、帰国留学生を含むエリート人材の待遇改善にも関心を示し、次のように語っていた。

「最も良い人材を使わないのは、本当に損である。国外で勉強している者が帰国するように努力し、その上、彼らにより良い仕事の環境を作り、帰国後にその特徴を發揮させなければならず」、「少数のエリート人材の待遇を少し高く設定しても良い。エリート人材に手厚い待遇を提供すべきである」[中共中央文献研究室編 1998: 364-365]。

国家の意思を優先する政策の問題点に関しては、「帰国留学生の勤務先の分配については、国内の政府機関や職場の意思のみを考慮し、留学生の意思を考慮していない」との批判も次第に出てくるようになった[于ほか 2001: 234]。

そして、国家の意思を反映させるために作られた職業分配制度は、帰国に対する留学生の警戒心を高めさせる一方、帰国した留学生の再出国を助長させてしまった。例えば、留学生 BB は1980年代初期に帰国した理系の学部留学生であり、帰国後は国家レベルの研究所に配属された。ところが2年間にわたって、専門的な研究ではなく、基礎研究に従事することになった。その後、職場で日本との交流が増えるにつれ、日本語が堪能な BB は研究所の国際交流部門に異動した。その際、研究成果を挙げたいとの本人の意向は考慮されず、研究とは無縁の交流部門での勤務は4年続いた。BB は帰国から6年後に再留学のチャンスを得て再来日し、学位を取得した後は日本で就職、日本国籍も取得した。現在、家族全員と日本で暮らしている。BB の場合、「チャンスがあれば、祖国のために貢献したいが、帰国はいま考えておらず」、「日本で研究の仕事を続けたい」と筆者のインタビューに答えた⁽¹⁷⁾。

国家意思優先の方針は、わずか2年で変更を迫られた。1985年、中央の国外智力導入主導小組、国家教育委員会と国家科学技術委員会は共同で、「留学博士卒業生の早期帰国による業務従事への努力に関する要望」という報告書を作成した。「要望」は帰国後の仕事分配制度についての改革を提起し、「国家の重点需要、学習、仕事を一致させる総原則の下で、配属先及び留学生本人による相互選択を認める」ことを提案した[于ほか 2001: 234]。これは、留学生派遣政策に所属先の意思を反映させ、留学生個人の意思についても留意し、配属先は国家による分配だけではなく、個人の意思も考慮されるべきとの内容を含んでおり、改革・開放政策がはじまったばかりの1980年代初期の中国では、国家の意思とともに個人の意思を尊重するという点で画期的な決定であったと言える。

帰国留学生の就職について、留学生と配属先の双方が選択できる制度を正式に規定したのは、1987年に国家教育委員会と国家科学委員会が発表した「帰国留学人員の就職に関する暫定弁法」で

論 文

ある。具体的な規定は以下の通りである。

「国家公費派遣出国大学院生、学部生が卒業して帰国した後、派遣時にすでに勤務先が決まっている学生を除き、全て国家によって仕事を分配する。」

国家教育委員会留学生司は関連部門と共同で、国内の留学生に対する需要状況をまとめ、その状況を留学生たちに提供し、彼らが帰国し、就職するときの参考にする。

国家教育委員会学生司は隨時留学人員の状況を国家教育委員会教師弁公室と国家科学委員会科学幹部局に転送し、それらの機関と様々な方法を使い、帰国留学人員と人材募集機関の間に相互に選択するように指導する。

帰国留学生は以下のように勤務先を決める：

- ①留学期間中に、留学生は直接国内の機関と連絡することができる。また国内の関連部門を通して関連人材募集機関に連絡することもできる。
- ②親族訪問や休暇のために帰国している間、或いは卒業して帰国した後に、留学生は直接人材募集機関と面談しても良い。
- ③国家教育委員会は国家科学委員会と共同で、国内に不定期に帰国留学生と人材募集機関と面会する「見面会」を開催し、会場で就職先を決めさせる⁽¹⁸⁾。

1987年の規定によって、帰国留学生の就職に対する特別優遇措置が開始されたと言える。それまで、給与水準や就職方法は国内の同学歴の卒業生と同じ基準であったが、この規定の後、帰国留学生の就職は国内の大学・大学院卒業生とは異なり、国家統一分配制度とは別の措置が採られることになったのである。

さらに、鄧小平は1992年に発表した一連の「南巡講話」の中で、米国をはじめ、西側諸国へ留学した多くの中国人留学生が天安門事件後に中国に戻らなくなった問題の解決に向けて、教育政策の転換を呼びかけた。鄧は「出国して学習している全ての人に戻ってきてほしい。彼らの過去の政治的態度はどうであれ、帰ってきて良い。帰ってきたら、適切に仕事を手配する。この政策に変わりはない」と述べた。鄧小平の発言を受け、国務院弁公庁は同年「在外留学生に関する問題の通知」を配布し、国家の留学政策の総方針は「留学を支持し、帰国を奨励し、行き来が自由である」とした〔于ほか 2001：288-291〕。この方針改定のポイントは、「行き来が自由である」という文言が加えられたことである。従来、党と政府は人材の海外流出を危惧し、出国を厳しく制限してきた。しかし、出国の自由を政策的に導入することによって、これまでの人材育成システムの最終段階に位置づけられる職業分配を維持できなくなることも許容したのである。

さらに、1997年の中国共産党第15回全国大会に提出した報告において、江沢民総書記は留学生政策について「留学人員が帰国して仕事すること、あるいは適当な方式で祖国に奉仕することを奨励する⁽¹⁹⁾」と語った。この報告は帰国工作を強調した面があるが、同時にさまざまな原因で帰国できない人に、帰国以外の方式でも国の為に奉仕できることを示唆したメッセージでもある。つまり、党と政府が初めて、留学人員に向けて「帰国服務」と「為國（國のため）服務」を両方認めることを宣言したものと言える〔人事部 1999:14〕。「為國服務」を「帰国服務」と一緒に提起することで、国家派遣による留学者が予定期間に帰国しなくても、共同研究や技術提供などの方法で在外のまま「為國服務」を行うことも許容する姿勢を示した。留学生の派遣から仕事の分配まで國家の意思を反映させる一貫したシステムはもはや存立困難になったと判断される。

結論として、在外留学生管理制度と同様、帰国しない留学生の対応についても、前述の「出国留学協議書」に基づき、罰金の納付や保証金の放棄といった方法を通じて解決が図られるようになつた⁽²⁰⁾。留学終了後、帰国するかどうか、またどこへ就職するかなどの留学生派遣政策の最後の一部分としての就職制度も自由化されたのである。

おわりに

中国の留学生派遣政策は、留学生の選抜から仕事分配まで一貫した制度の下で実行されてきた。この制度の基礎は、1950年代から1960年代の文革開始前までの時期に確立されたため、国家の意思を重視し、留学生個人の意思をほとんど考慮しない制度が構築されることになった。1978年に改革・開放政策が実施され、中国社会にも個人の自由が徐々に認められるようになった。また、留学生の派遣先は文革前の社会主义諸国を中心とした派遣から、米国、日本などの西側諸国を中心とした派遣へと変化した。この変化に伴い、留学生たちは、西側諸国の自由主義思想の影響を受け、中国政府が決めた留学生の選抜、管理、就職政策に対して批判的な態度を示すようになっただけではなく、自分の意見を様々な形で指導者や政府機関に訴え、その政策の変更を要求した。

こうした留学生の言動、中国社会における改革・開放政策の浸透もあって、1980年代から1990年代にかけての一連の改革を通じて、留学生個人の意思は重視されるようになった。その結果、選抜する過程から仕事を手配する過程まで国家の計画、需要だけではなく、派遣される留学生個人の意思も尊重されるようになり、派遣された留学生たちは必ずしも計画通りに勉学し、帰国するとは限らなくなった。すなわち、国費を使って育成された政府派遣の留学生に対しても、中国政府は従来のような統制管理を実施できなくなっている。中国の人材育成政策の重要な柱であった留学生派遣政策は就職制度の変更とともに、全面的に変容せざるを得なくなったのである。その変化は、留学生による「為国服務」を得るために、「帰国服務」の方針を緩和した中国政府側の妥協によってもたらされたものと言ってよいであろう。

注

- (1) 1951年に教育部が発表した推薦規定には、「被推薦者はできるだけロシア語、英語、ドイツ語、フランス語の1種類ができる（できなくてもいい）」と記されてあった。
- (2) 「外交部転送張聞天大使關於留蘇學生的報告」(2000) 李滔(編)『中華留学教育史録 1949年以後』高等教育出版社、230-231頁。
- (3) 「政務院制定派送出国留学生暫行管理弁法（1952年6月5日）」(2000) 前掲李滔『中華留学教育史録 1949年以後』231-233頁。
- (4) 「高等教育部關於頒發留学生注意事項的通知」(2000) 前掲李滔『中華留学教育史録 1949年以後』236-237頁。
「高等教育部、外交部聯合頒發關於管理派赴各国留学生的規定」(2000) 前掲李滔『中華留学教育史録 1949年以後』243-245頁。
「中華人民共和国派往国外留学生管理教育工作的暫行規定（草案）」(2000) 前掲李滔『中華留学教育史録 1949年以後』247-253頁。
- (5) 前掲「中華人民共和国派往国外留学生管理教育工作的暫行規定（草案）」(2000)。
- (6) 「政務院制定派送出国留学生暫行管理弁法（1952年6月5日）」(2000) 前掲李滔『中華留学教育史録 1949年以後』231-233頁。
- (7) 「國務院關於赴蘇留学生卒業後工作分配計劃的拟制工作的批複」(2000) 前掲李滔『中華留学教育史録 1949年以後』239頁。
- (8) 具体的な数は不明だが、1万人あまりと言われている [子ほか 2001: 128-129]。
- (9) 「教育部文件(78)教外字773号「關於增選出国留学生的通知」(1992) 国家教委留学生司(編)『出国留学工作文献汇編（1978-1991）』群衆出版社、1-4頁。
- (10) 「教育部文件(80)教留字005号「關於選拔一九七九——一九八一學年出国留学予備人員的通

論 文

- 知」(1992) 前掲国家教委留学生司『出国留学工作文献汇編(1978-1991)』7-17頁。
- (11) 中国教育部留学生派遣担当者鮑超佚へのインタビュー、2002年8月14日、上海。
- (12) 留学生ATへのインタビュー、2004年1月23日、ロサンゼルス。
- (13) 留学生DEへのインタビュー、2003年9月13日、上海。
- (14) 「国家教委關於做好1996年国家公費出国留学人員選派弁法改革全面試行工作的通知(教外留[1996]89号)」(2001) 苗丹国(編)『出国留学工作手冊』北京語言文化大学出版社、24-39頁。
- (15) 「教育部、国家科委、外交部關於試行出国留学人員管理教育工作的暫行規定和出国留学人員守則的通知」(2000) 前掲李滔『中華留学教育史錄 1949年以後』693-695頁。
- (16) 楊凱榮へのインタビュー、2012年3月26日、東京。
- (17) 留学生BBへのインタビュー、2003年3月9日、横浜。
- (18) 「国家教委・国家科委文件(87) 教学字025号 関於印發《回国留学人員工作安排暫行弁法》的通知」(1992) 前掲国家教育委員会留学生司『出国留学工作文献汇編(1978-1991)』527-530頁。
- (19) 「“中国留学信息網”開通」、『人民日報』2000年7月26日。
- (20) 「國務院批轉国家教育委員會《關於出国留学人員工作的若干暫定規定》的通知(國發[1986]107號)」(2001) 前掲苗丹国『出国留学工作手冊』14-23頁。
- 「国家教委關於做好1996年国家公費出国留学人員選派弁法改革全面試行工作的通知(教外留[1996]89号)」(2001) 前掲苗丹国『出国留学工作手冊』24-39頁。

引用・参照文献

日本語文献

- 王雪萍(2007a)「改革・開放後の中国『国家公費派遣留学生』派遣政策の変遷」『中国研究月報』社団法人中国研究所、2007年8月号、19-32頁。
- 王雪萍(2007b)「中国の文化外交－留学生派遣を含めた人材交流に見る戦略」川島真(編)『中国の外交－自己認識と課題』山川出版社、55-72頁。
- 酒井順一郎(2012)『改革開放の申し子たち－そこに日本式教育があった－』冬至書房。
- 白土悟(2011)『現代中国の留学政策——国家発展戦略モデルの分析』九州大学出版会。

中国語文献

- 陳學飛(2003)『留学生教育的成本与收益:我国改革開放以来公派留学効易研究』北京:教育科学出版社。
- 東北師範大学資料(印刷年不詳)『中国赴日本国留学予備学校慶祝建校二十周年1979-1999』(未出版印刷物)。
- 国家教委留学生司(編)(1992)『出国留学工作文献汇編(1978-1991)』北京:群衆出版社。
- 教育部国际合作与交流司、《神州学人》編輯部、国家留学基金管理委員会秘書処(編)(1999)『出国留学工作20年』北京:高等教育出版社。
- 江波(2002)「認真學習鄧小平關於出国留学工作的思想」全国出国留学工作研究会(編)『全国出国留学工作研究会成立十周年記念文集』北京:北京大学出版社 83-94頁。
- 李滔(編)(2000)『中華留学教育史錄 1949年以後』北京:高等教育出版社。
- 劉少奇(2005)「關於向蘇聯學習黨和國家建設經驗問題給聯共(布)中央斯大林的信(一九四九年七月六日)」、『建国以來劉少奇文稿 第一冊』北京:中央文献出版社 23-29頁。
- 馬叙倫・錢俊瑞・葦憲(2000)「教育部關於1950年度派出交換留学生暫行管理弁法給政務院文教委員會的報告」李滔(編)『中華留学教育史錄 1949年以後』北京:高等教育出版社 228-229頁。

- 苗丹国（2001）『出国留学工作手册』北京：北京语言文化大学出版社。
- 苗丹国（2010）『出国留学六十年——当代中国的出国留学政策与引导在外留学人员回国政策的形成、变革与发展』北京：中央文献出版社。
- 人事部（1999）「推動留学工作再前进」教育部国际合作与交流司、『神州学人』编辑部、国家留学基金管理委员会秘书处编『出国留学工作二十年』北京：高等教育出版社 13-16頁。
- 松岡弘著・李恩民訳（2010）「公派留学生的日語教育」廖赤陽主編『大潮涌動：改革開放与留学日本』北京：社会科学文献出版社 88-117頁。
- 于富增・江波・朱小玉（2001）『中華人民共和国教育專題史叢書－教育國際交流与合作史』海口：海南出版社。
- 岳慶平（1998）『中南海三代領導集体与共和国科教实錄』北京：中国經濟出版社。
- 王雪萍（2009）『改革開放後中国留学政策研究—1980-1984年赴日本国家公派留学生政策始末』北京：世界知識出版社。
- 張紀潯（2013）「首届国費留学生的歷史記憶」廖赤陽（編）『跨越国境：留学生与新華僑』北京：社会科学文献出版社、2013年出版予定。
- 中共中央文献研究室（編）（1998）『鄧小平思想年譜（1975-1997）』北京：中央文献出版社。
- 中華人民共和国（編）（1999）『共和国教育50年1949-1999』北京：北京師範大学出版社。
- 中央教育科学研究所（編）（1984）『中華人民共和国教育大事記』北京：教育科学出版社。

（おう・せつへい 東京大学教養学部・准教授）

ますます充実！

亞東書店ウェブサイトが、
より使いやすくなりました！

The screenshot shows the homepage of the Ato Shoten website. At the top, there's a navigation bar with links for Home, Humanities/Social Sciences, Foreign Medicine, Geophysics, Chinese Martial Arts, Periodicals, Product Categories, and Search. Below the navigation is a "New Book Information" section with three book covers. To the right is a "Pick Up" section with a book cover and some text. On the left, there's a sidebar with links for "How to Use the Site", "Search Methods", "How to Use the Catalog", "Payment Methods", "Delivery Methods", "Delivery Status Inquiry", "Order Cancellation/Exchange", and "Frequently Asked Questions". The main content area has several sections displaying book covers and their details.

▼トップページに新着・話題図書

最新情報を画像付きで紹介。
「注目キーワード」等のコーナーも。

▼まずは「商品検索」で検索

各項目や説明文も含めた検索が
出来ます！ 検索結果の並べ替え
も可能です。簡体字・繁体字に
よる検索にも対応しました！

▼さらに「詳細検索」で検索

各項目の条件検索(And Or)、
カテゴリーを含めた検索です。

▼充実した詳細ページ

写真や説明、詳細情報等も充実。
編著者・叢書検索、関連書籍の
ご案内もスムーズに。
SSL暗号化による通信で安心。



中国、台湾、香港、韓国の輸入図書販売

亞東書店

<http://www.ato-shoten.co.jp/>

・業務センター：Tel (03) 3835-7091 Fax (03) 3835-7098
〒110-0015 東京都台東区東上野2-18-7 共同ビル1F
・東京店舗：Tel (03) 3291-9731 Fax (03) 3291-9770
・名古屋支店：Tel (052) 836-2880 Fax (052) 836-2883

学会誌編集委員

委 員 長 芹澤知広
委 員 大井由紀、河合洋尚、河口充勇、園田節子、津田浩司、奈倉京子
学 会 誌 編 集 室 大井由紀
編集アソシエイツ 持田洋平（慶應義塾大学大学院文学研究科博士後期課程）

華僑華人研究 10号

発 行 日 2013年11月16日

編 集 発 行 日本華僑華人学会

会 長 吉原 和男

事 務 局 日本華僑華人学会

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45
慶應義塾大学法学部 山本信人研究室内
FAX 03-5427-1578 (教員事務室共用)
jimu@jssc.org

印 刷 康印刷株式会社

〒135-0045 東京都江東区古石場2-1-11 TEL 03-5621-8396

無断転載禁ず

ISSN 1880-5582

華僑華人研究

Journal of Chinese Overseas Studies No.10 2013

第10号

■論文

地方都市における中国人元留学生の就業状況と継続意志
——福岡県を事例にして——

孫 艷・阿部 康久

中国の国費留学生派遣政策の変容と留学生の選択
——国家の意思と留学生個人の意思との攻防——

王 雪萍

祖先祭祀のなかの葛藤と確執
——ベトナム・ホーチミン市における華人の末裔家族の事例から——

土屋 敦子

■研究ノート

華僑送出4港の旅客統計分析に基づく中国人移民サイクルの再検討
——メンカリーニ的データ限界を超えて——（後篇）

藤村 是清

帰国華僑の「檔案」資料から見る「僑」の含意
——『印聯会訊』に基づく考察——

奈倉 京子

ポスト・スハルト期の西カリマンタン州における「華人性」醸成のダイナミクス
——松村 智雄

■書評

黄蘊著『東南アジアの華人教団と扶鸞信仰—徳教の展開とネットワーク化』志賀 市子

■彙報

2013年

日本華僑華人学会